

## 米子市監査委員告示第6号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月13日

米子市監査委員 野坂正史  
米子市監査委員 植田昭  
米子市監査委員 中田利幸

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

防災安全課

#### 3 監査対象の概要

防災安全課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 防災及び災害対策の総括に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民保護に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 消防水利施設に関すること。
- (5) 水防に関すること。
- (6) 防犯対策に関すること。
- (7) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく事務に関すること。
- (8) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に基づく事務に関すること。
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく事務（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）で定めるところにより市が処理することとされたものを含む。）に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年2月末日現在）は、別表のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の範囲

主として令和3年4月1日から令和4年2月末日までに執行された財務に関する事務

##### (2) 監査の期日

令和4年4月25日

##### (3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

##### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

##### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿において、受領日を誤っているもの及び資金前渡精算書を作成していないものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、旅行命令書において、命令日を誤っているものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 使用料及び手数料においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- (イ) 国庫支出金においては、次の不適切な処理があった。
- a 補助金交付申請において、財政課長に協議していないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
  - b 調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (ウ) 県支出金においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (エ) 寄附金においては、納入期限日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (オ) 諸収入においては、調定日を誤っているもの及び納入期限日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 旅費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 委託料に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。
- (ア) 補助金交付申請書及び実績報告書の提出日が交付要綱で定められた要件を満たしていないものがあつたので、今後、適正に処理すること。
- (イ) 補助事業等中止申請書の提出があつたものにおいて、中止承認通知書により通知されていないものがあつたので、米子市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第46号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (ウ) 交付申請において、添付書類（事業計画書、予算書）の添付がないものがあつたので、今後、適正に処理すること。
- (エ) 実績報告において、添付書類（事業に係る決算書）に不備（収支不

整合)のあるものがあったので、今後、適正に処理すること。

シ 寄附金に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ス 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

## (2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備事務については、防災安全課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、次の不適切な処理があった。

(ア) 登録事項が符合していないものがあったので、米子市公有財産規則(平成17年米子市規則第42号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 不動産借受台帳が備え付けられていないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

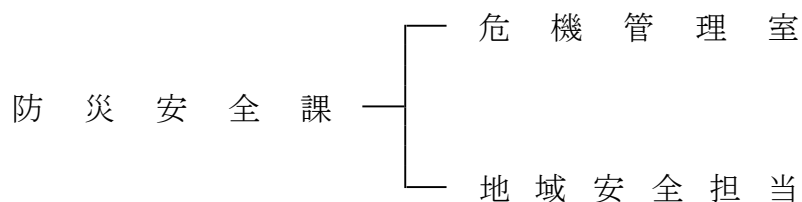
イ 行政財産等使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

## (3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則(平成17年米子市規則第47号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納(受払)簿とを照合した結果、数量は符合した。

別 図 組織図



別 表

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年2月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務使用料	2,000	1,003	373	630	18.7	37.2
消防費国庫補助金	12,098,000	333,000	333,000	0	2.8	100.0
総務費県補助金	12,228,000	297,000	297,000	0	2.4	100.0
消防費寄附金	50,000	115,325	115,325	0	230.7	100.0
基金繰入金	20,000,000	0	0	0	0.0	—
雑入	1,752,000	4,121,350	4,109,584	11,766	234.6	99.7
消 防 債	83,400,000	0	0	0	0.0	—
合 計	129,530,000	4,867,678	4,855,282	12,396	3.7	99.7

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
一般管理費	77,949,000	66,982,355	44,660,174	33,288,826	57.3	66.7
諸 費	15,813,000	13,021,014	12,165,664	3,647,336	76.9	93.4
非常備消防費	63,107,000	45,975,589	41,119,479	21,987,521	65.2	89.4
消防施設費	112,249,000	98,749,512	59,660,533	52,588,467	53.2	60.4
水 防 費	55,000	54,997	54,997	3	100.0	100.0
合 計	269,173,000	224,783,467	157,660,847	111,512,153	58.6	70.1